



島根県報

平成19年11月27日(火)
号外 第 127 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	1
島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	(")	2
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	(")	2

公布された条例等のあらまし

行政権限委任規則の一部を改正する規則 (規則第95号)

1 規則の概要

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行等に伴う規定の整備

2 施行期日

平成19年11月30日から施行することとした。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 (規則第96号)

1 規則の概要

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行等に伴う規定の整備

2 施行期日

平成19年11月30日から施行することとした。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第97号)

1 規則の概要

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行等に伴う規定の整備

2 施行期日

平成19年11月30日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第95号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則 (昭和31年島根県規則第14号) の一部を次のように改正する。

別表支庁の部都市計画法の項第 2 号中「第34条第 9 号」を「第34条第13号」に改め、同項第 7 号中「第41条第 2 項ただし書」の次に「(第34条の 2 第 2 項又は第35条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第 8 号中「第42条第 1 項ただし書」の次に「(同条第 2 項の規定による国の機関との協議を含む。)」を加え、同項第 9 号中「こと」の次に「(同条第 3 項の規定による国の機関又は都道府県等との協議を含む。)」を加え、同項第12号中「第47条第 5

項」の次に「(第34条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

別表県土整備事務所の部都市計画法の項第2号中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改め、同項第7号中「第41条第2項ただし書」の次に「(第34条の2第2項又は第35条の2第4項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第8号中「第42条第1項ただし書」の次に「(同条第2項の規定による国の機関との協議を含む。)」を加え、同項第9号中「こと」の次に「(同条第3項の規定による国の機関又は都道府県等との協議を含む。)」を加え、同項第12号中「第47条第5項」の次に「(第34条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第96号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

別表第2土木部の表都市計画課の項知事決裁事項の欄中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第5条の2第1項又は第4項の規定により、準都市計画区域を指定し、又はその指定を廃止すること。

別表第2土木部の表都市計画課の項部長専決事項の欄の(2)中「市町村の準都市計画区域の指定又はその指定の変更若しくは廃止について同意する」を「準都市計画の指定又はその指定の変更若しくは廃止について、市町村及び審議会の意見を聴く」に改め、同欄中(12)を(13)とし、(3)から(11)までを(4)から(12)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第5条の2第4項の規定により、準都市計画区域の指定を変更すること。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第97号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則(平成18年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第71条第1項の表法令によるものの部島根県開発審査会の項担任する事務の欄中「第34条第10号」を「第34条第14号」に改める。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。